続支援治療の算定要件はSPTとほぼ同様となっている。SPTとP重防については、歯周病の症状に変化を来した場合の取扱いについてSPTは主治医に一定の裁量があるものの、P重防は治療方法が規定されていることや、SPT・P重防間での移行が複雑なことなどから診療現場での混乱を招いていた。協会・保団連としても両点数の一本化を求めており、それが反映された格好となっている。

また、SPT・P重防算定要件の一つに「歯科特定疾患療養管理料（特疾管）または歯科疾患在宅療養管理料（歯在管）の算定患者」との要件があったが、歯周病継続支援治療には前述の管理料に周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）と回復期等口腔機能管理料が追加され対象が拡充される。

「脱金パラ」の流れ 歯CAD・CADⅠnの『咬合支持』要件撤廃

前回24年改定で、大臼歯（6・7番）にCAD／CAM冠（歯CAD）やCAD／CAMインレー（CADⅠn）製作にあたりCAD／CAM冠材料（Ⅲ）を使用する場合には、「装着部位の同側・対側に咬合支持が有る」等の複雑な要件が定められている。今次改定では、この「咬合支持」要件が撤廃されることになる。大臼歯に対する歯CADの算定要件は複雑で難解なため協会には多数の問合せが寄せられていたが、簡素化されることになる。また、今次改定で後継永久歯が先天的に欠如している乳歯（永久歯代行歯）に対する歯CADと歯CADⅠnが適用となることが明確化された。

その他、「脱金パラ」の流れで、局部義歯のクラスプが原則コバルトクロム合金や不銹鋼・特殊鋼に限定され、光学印象の対象にCAD／CAM冠も適用となる。さらにチタン合金によるブリッジが新設される。

歯科技工所ベースアップ支援料の新設

歯科技工所の技工士の確実な賃上げを図るという観点から、歯科技工所ベースアップ支援料が新設される。この点数については、「物価対応料／歯科外来物価対応料」と同様の2段階方式となっている。施設基準としては①歯科技工士が所属する歯科技工所に補綴物等の製作等の委託を行っている保険医療機関であること、②歯科技工所に勤務する歯科技工士の賃金の改善について十分に支援していること―の2点となっている。現時点では「歯科技工士の賃金の改善について十分に支援」の具体的要件については明確にされていない。

歯科麻酔薬材料は僅かに改善

前回24年改定では生活歯髄切断または抜髄を行った際の麻酔薬材料が算定可能となったが、今次改定では歯髄保護処置実施時と歯冠形成（生活歯歯冠形成）実施時も麻酔薬材料の算定が可能となる。以前から協会・保団連は歯科治療時の麻酔薬手技料・薬剤料における不合理な包括については撤廃を求めてきた。僅かではあるが、今次改定で改善が図られたことになる。

会員限定共済制度のご案内

グループ生命保険　【随時お申込受付中】

シンプルな保障で割安な保険料を実現

先生に万一のことがあった時、遺されたご家族には重い負担がのしかかります。保障額は最低100万円から最高6,000万円で設定可能[*1]。

保険医協会のグループ生命保険は、保障内容を死亡または高度障害状態に絞ることで月々の保険料を抑えています。会員の先生ご本人にご加入いただければ、配偶者様やお子様も加入可能です。さらに、引受保険会社の決算状況によっては年間保険料の一部を配当金としてお返しします。2024年度は年間保険料の約37.6%（約4.5カ月分）を配当金としてお支払いしました[*2]。

*1：年齢により保障金額の限度額が異なります。詳細はパンフレットをご覧ください。
*2：配当金は引受保険会社の前年度決算等により決定するため、配当金額は確定しておりません。

従業員退職年金　2月28日申込締切【2026年5月1日加入】

いざというときのための医院の積立制度

年利1.126%（～2026年4月30日まで）、医療機関の積立制度。院長（法人）が掛金を負担し、院長（法人）が受け取るため、退職金以外にも使い道は自由です。この度、制度の見直しを行い、**2026年5月1日から予定利率が1.171%に上昇します。また、元本割れ期間が約4年1カ月まで短縮**される見込みです[*1]。

さらに、引受保険会社の運用成績によっては配当金の上乗せがあります。2024年度は予定利率1.126%に加えて、0.16%の配当があり、最終実績は1.286%となりました[*2]。お申込期間は年2回のみ。ぜひこの機会にお申し込みください。

*1：掛金から事務手数料が控除されるため、短期間で解約した場合は受取金額が払込掛金額を下回ります（元本割れ）。
*2：配当金は引受保険会社の運用実績により決定するため、お支払いを約束するものではありません。

各共済制度の詳細はパンフレットをご確認ください。
資料請求・お申込希望の方は共済部（TEL：045-313-2111）までお電話ください。右の二次元コードからメールでのお問合せも可能です。

保団連 公害環境対策部長「わかりやすい」と推薦

牛山公害副部長の講演が冊子に

①PFAS ②原爆と原発事故の健康被害

このたび、公害環境対策部・牛山副部長の講演内容がブックレット等にまとめられた。市民講座ブックレット『いまPFASを知っていのちを守ろう！』と総合雑誌「季刊アゴラ（【講演録】臨床医から見た原爆および原発事故による健康被害）」―会員の皆様にも、関心を持っていただきたい内容であるため、紹介する。

いずれの冊子も、保団連公害環境対策部・森岡芳雄部長からご推薦をいただいており、「わかりやすくまとめられていて良かったです」とのコメントもいただいている。

『いまPFASを知っていのちを守ろう！』

昨年6月の牛山副部長の講演「いま、PFASを知ろう！」（主催：NPO法人こどもずっと）を、主催者が文字起こしをして、牛山副部長が加筆・監修したブックレット。

《目次》無機物と有機物／有機フッ素化合物とは何か／テフロンで原子爆弾投下が可能に／身の回りのPFAS製品／「ダークウォーターズ」の世界／長くとどまって及ぼす健康被害／世界の汚染地図／日本国内のPFAS汚染／吉備中央町のPFAS汚染／多摩地域のPFAS汚染／わたしたちのまちのPFAS汚染／血液検査でできること／避けたいPFAS汚染／PFASフリーへの道と世界の動き／人類全体の社会的課題として／質疑応答から、ほか

原爆・原発事故の健康被害 市民編集雑誌に

市民編集による相模原の総合雑誌「季刊アゴラ」の2025年秋号に、牛山副部長の講演録が掲載された。

牛山副部長は福島第一原発事故後、診療の傍ら福島県民の健康相談などに関わっており、放射能研究の歴史や原爆投下・原発事故の人体への影響について語った内容が掲載されている。

◇

お問合せは公害環境対策部まで（TEL 045-313-2111）。

医療費相談室のご案内

TEL 045-313-2225　相談無料

次回の相談日
2月18日（水）午後2時～5時

医療ソーシャルワーカーが相談に応じます

治療費や保険証のことでお困りの患者さんがおられましたら、お気軽にご連絡ください。
※通話料がかかります。

使える制度があるか聞いてみよう！

事前予約も承ります。地域医療対策部へご連絡ください（TEL 045-313-2111）

川崎支部研究会

迷惑行為には毅然と対処を

講師の大野氏

川崎支部は12月2日に「知っておきたい 医療機関におけるペイシェントハラスメントのポイントと対策」をテーマに、支部研究会をWEB開催。当日は法律事務所クレインの弁護士・大野美樹氏が講師を務め、90名が参加した。

氏は、患者のどのような言動が「ハラスメント」に該当し得るか、厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を基に説明。2025年6月の労働施策総合推進法の改正に伴い、患者や家族からのハラスメント（ペイハラ）に対して医療機関も組織として対応することが法律で明確に求められるようになっているとし、ペイハラに対して医療機関が取るべき対応についても解説した。また、2019年12月に厚労省が発出した応召義務に関する通知をもとに「患者を診療しないことが正当化される（応召義務違反にならない）」事例についても具体的に紹介。クレームの内容が単なる言いがかりである場合は業務妨害であるとの認識のもと、毅然と対処することが大事とした。

県央支部研究会 大規模災害時の医療の限界

事前の理解と対策が肝要

講師の江原氏

県央支部は12月3日、「近年の自然災害を知り、今後の防災対策を考える」をテーマに支部研究会をWEB開催。講師は（一社）危機管理教育研究所・上席研究員の江原信之氏が務め、当日は28名が参加した。

阪神淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）、能登半島地震（2024年）などの現地調査に従事した氏が報道されない被災地の実態に言及。大規模災害直後は119番・110番通報がつながりにくく、要請を受けても迅速な救助隊の派遣はほぼ不可能とし、近隣住民等との「共助」に頼らざるを得ないと注意喚起した。また、医療機関でも停電、断水等により医療レベルが著しく低下するため、医療者・患者ともに災害時の医療機関では普段通りの診療を提供できない点をあらかじめ理解し、それを踏まえた対策が肝要だと訴えた。

活動報告 quick reports